

平成30年第4回荒尾市農業委員会議事録

開催日時 平成30年4月10日（火） 10時開会

開催場所 荒尾市役所第41号会議室

出席委員 13人

古城 義郎（会長）
内田 浩明（副会長）
畑田 香織
前田 博礼
徳山 孝介
成徳 親幸
中尾 純一
濱崎 仁道
山川 英昭
福田 榮一
前田 真也
濱田 陽子
上田 清史

欠席委員 1人

山中 一知

農業委員会事務局出席者

局 長 米田 靖彦
次 長 渡邊 宏
書 記 田中 雅之
書 記 大久保 智幸

議事日程

- 第1 議事録署名委員・会議書記の指名
- 第2 議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）
議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について（使用貸借権設定）
議案第24号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について（所有権移転）
議案第26号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画について
報告第10号 農地法第18条6項の規定による合意解約通知について
報告第11号 農地法第3条の3第1項の届けについて
報告第12号 取り下げについて
報告第13号 許可書返納届について
- 第3 その他

議長（会長） それではただ今より平成30年第4回の総会を開催いたします。本日は14名中13名出席ですので、総会は成立しています。本日は議題9件、報告11件となっております。それでは審議に入りたいと思います。

議長 議案第22号 農地法第3条の規定による農地等の「所有権移転」許可申請について、説明をお願いします。

事務局次長 1ページ、議案第22号 農地法第3条の規定による農地等の「所有権移転」許可申請についてです。

2件です。

受付番号1

（譲渡人）平山の個人

（譲受人）平山の譲渡人の子

（土地の所在地）平山の田、面積220㎡、外5筆、合計5,250㎡

（譲渡理由）相続税猶予

（譲受理由）新規就農

農地の現況を確認したいと思います。この現地写真が1筆目の農地です。譲受人自宅のすぐ隣の畑です。以下2筆目から6筆目の状況は現地写真のとおりです。譲受人自宅の南側に広がる農地です。5筆目と6筆目がちょっと荒れてる感じでした。ここは以上でございます。

受付番号2

（譲渡人）神奈川県足柄下郡湯河原町の個人外1名

（譲受人）上井手の個人

（土地の所在地）上井手の田、面積44㎡、外3筆、合計865㎡

（譲渡理由）労力不足

（譲受理由）経営拡張

場所確認します。図面をご覧ください。岩本橋の北西側にある農地です。まずこれは1筆目の農地の現地写真です。正直言って何もされてない、そのままになってる農地ですね。大体この部分です。奥は違います。この小さな部分です。それと2筆目ですね、写真の、この荒れてる所ですね。このあたりが2筆目です。3筆目、ここは2筆目の農地の奥にある家の東側、木が生えてる所で

すね、完全に荒れた所です。4筆目がちょっと岩本橋北側市道の近くにある農地で、写真のとおりきちんとしてある農地でした。場所は以上です。

以上、審査基準の項目ごとに、申請書に記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、その他特段問題となるような項目はありませんでした。

農地法第3条の 所有権移転 許可申請については以上です。

議長 はい有難うございました。では、それぞれにつきまして説明をお願いします。まず1号について担当委員、説明をお願いします。

委員 1番の譲渡人と譲受人は親子でして、生前贈与、譲渡人が定年退職されて譲受人に名義を変えるということで。年に何回か管理もしているので、別に問題ありません。

議長 はい有難うございました。この件につきましてご意見、ご質問はありますか？

委員 おいくつぐらいの方ですか、譲受人は。

事務局 30代前半です。

委員 それなら今から新規就農で。

事務局次長 新規就農というより元々家の農業を手伝っていて、今回全部貰うからという話で。新規就農と書いてありますけど。

委員 新規就農と書いてあるけど、新しく農家を始めるようなことではないと。

議長 ではないですね。兼業農家さんということですね。

議長 よろしいでしょうか？

— (「はい」 の声あり) —

それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして2号について、担当委員をお願いします。

委員 この土地は親戚の土地で、前から譲受人さんが全部管理されておりました。それで、今回買い取って使用するということで何ら問題は無いと思います。ただ管理が行き届いていないのがどうかですけど。

事務局次長 山の中だからですね。

議長 はい有難うございました。この件につきましてご意見、ご質問はありませんか？よろしいでしょうか？

— (「はい」 の声あり) —

それでは許可申請を受け付けたいと思います。では続きまして議案第23号農地法第3条の規定による農地等の「使用貸借権設定」許可申請について、説明をお願いします。

事務局次長 4ページ、議案第23号 農地法第3条の規定による農地等の「使用貸借権設定」許可申請についてです。

1件です。

受付番号1

(貸出人) 玉名市の個人

(借受人) 福岡県八女市の認定新規就農者

(土地の所在地) 樺の畑、面積 4,766 m²、外1筆、合計 7,740 m²

(契約期間) 平成30年4月11日より10年間

(貸出理由) 労力不足

(借受理由) 経営拡張

現場を見に行っただんですけど、柵が設けてあってですね、入れなかったんですね。だから航空写真だけ見てもらおうと思いますけども。航空写真の大体このあたりかな、というところで。この辺を行ってたら柵が設けてあって入れなかったんですよ。ちょっと諦めて帰って来たんですけども。航空写真見る限りはきちんとしてあって問題無いかな、という所でした。

審査基準の項目ごとに、申請書に記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、その他特段問題となるような項目はありませんでした。

農地法第3条の 使用貸借権設定 許可申請については以上です。

議長 はい有難うございました。それでは担当委員、説明をお願いします。

委員 行ってきました。貸出人の身内の方ですけど、借受人のお父さんが何十年か貸出人から借りて作っていたそうです。で、今回は結婚されて新規就農、こういう形で貸出人から借り直して、自分で借り直してされるそうです。ご夫婦で丁度その時は除草をしてました。みかん園をきれいにしてあるし、今年大分植え直してます。で、一生懸命されているから良いと思います。

議長 はい有難うございました。この件につきましてご意見、ご質問はありませんか？よろしいでしょうか？

—（「はい」の声あり）—

それでは許可申請を受け付けたいと思います。では続きまして議案第24号農地法第4条の規定による農地等の「転用申請」許可申請について、説明をお願いします。

事務局次長 5ページ、議案第24号 農地法第4条の規定による農地等の「転用申請」許可申請についてです。

1件です。

受付番号1

（申請人）本井手の個人

（土地の所在地）本井手の田、面積298㎡、現況田

（転用目的）貸駐車場、第2種農地、始末書添付

近くの寺が使うということで申請が出ております。現地写真のこの部分に小屋があって、この敷地も普通に車を止めたりとか使ってあったんですよ。それで、ここの、多分この小屋はですね、農業用倉庫で200㎡以下なんですよ。だから200㎡以下の農業用倉庫なので基本的には転用許可不要で出せたんですけども、多分そういうところで作ったんだろうと思うんですけども、実際見てみるとここの敷地もですね、駐車場とかで色々使っているんで、本来敷地まで含めて転用許可を、色々入れると200㎡を超えるんで、本当は転用許可が必要だったのではないかと、いうところで、その辺がよく分からずにやりましたということで始末書が出ております。

計画書をご覧ください。小屋を全部潰すと。潰して駐車台数を増やすという計画が出ております。西側のほうに農地が隣接してますけども、西側の農地か

らが農振農用地なんですよ。ですがここですね、2m くらいの高低差があるんですよ。だからここはちょっと連続性のある農地としては見難いというところで、それで2種農地でいいんじゃないか、ということで判断しました。あと東側のほうには農地がありませんので、基本的には転用は問題無いのかなというようにところで考えております。以上です。

以上、審査基準の項目ごとに、申請書に記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、その他特段問題となるような項目はありませんでした。

農地法第4条 転用申請 許可申請については以上です。

議長 図面見て分かるように、横は区画整理してある所ですね

事務局次長 そうです、区画整理してある所です。

議長 はい有難うございました。それでは担当委員、説明をお願いします。

委員 見てきたんですけども、最初は宅地かなと思ってたんですけども、農地だったもので。建物を建ててらしたということですけども、基盤整備の対象にもなってないですね、段差があるからどうしようもない土地じゃないのかな、と思いました。駐車場で仕方が無いんじゃないかな、と思っております。以上です。

議長 はい有難うございました。この件につきましてご意見、ご質問はありますか？よろしいでしょうか？

— (「はい」 の声あり) —

それでは許可申請を受け付けたいと思います。では続きまして議案第25号農地法第5条の規定による農地等の「所有権移転」許可申請について、説明をお願いします。

事務局次長 6ページ、議案第25号 農地法第5条の規定による農地等の「所有権移転」許可申請についてです。

4件です。

受付番号1

(譲渡人) 平山の個人

(譲受人) 増永の個人

(土地の所在地) 平山の畑、面積 419 m²、現況畑

(転用目的) 一般住宅、第2種農地

事業計画書をご覧ください。転用面積が 419 m²で建物が 118.41 m²、駐車場が 3 台分。水道は上水道を利用、生活雑排水は浄化槽を設置した上で道路側溝へ排出するというふうになっております。基本的には住宅のすぐ近く、道路沿いの農地ですのであんまり問題無いのかな、と思っております。以上です。

第2号議案は、取下となりました。

受付番号3

(譲渡人) 荒尾の個人

(譲受人) 福岡県筑後市の太陽光発電事業者

(土地の所在地) 宮内の田、面積 940 m²、現況宅地

(転用目的) 太陽光発電設備、第2種農地

ここは以前建売住宅で申請されていて、許可を受けていた所です。許可を受けていたんですが、水道供給がですね、供給能力が無いということですね、水道が引けないということが判明しましてですね、それでもう今回は計画を断念して太陽光発電の業者のほう譲り受けるという形になったところでございます。水道供給能力については、最初から分からなかったのかな、と思いませんけど。

ということで事業計画ですね、事業計画を見ていただくと、宅地造成してある所に今回太陽光パネルを 489 m²設置、通路が 383 m²。全部で 940 m²の転用をするという形になつとります。ここは以上です。

受付番号4

(譲渡人) 水野の個人

(譲受人) 水野の個人

(土地の所在地) 水野の畑、面積 65 m²、現況畑

(転用目的) 通路開設、第2種農地

申請地の地図を見ていただきますと、申請の所に隣接している、黒い枠で囲ってある所にある農地、この農地に入るための道を作っておきたいというところで申請が出ています。ここは農業委員が借りてから耕作してらっしゃる所

なので、使用者からの希望だったんですかと聞いたら、そうじゃなくて将来子どもとかに相続する時に入り口がちゃんと無いと色々困るからということで、きちんとした道を作りたいというところで申請が出ています。で、これが現地の写真ですけど、ちょっと見難いんですけど、道を付ける農地の南側に大体通路はあるんです。ここに通路はあるんですけど、ここはですね、本人さんの農地の、隣のほうに行くようになっているんです。だから少しだけ踏んでるような感じですね、通路はですね。だから本人さんの権利としては、きちんとした権限を持った所はほんの僅かしか無いので、車1台分も通らない所なんで、事業予定地を削って、事業計画の図面では幅7.5m削って、法面のほうに約1.5mくらいの幅を取って作って通路にしたいと。だから計画では6mくらいの幅になる位ですね。えらい大きいですねと思いましたが、まあ6mくらい将来あったほうがよいのなという代理人行政書士の話でですね、将来転用か何かするのかは分からないけど、まあそういった感じで。理屈としてはまあ通路が無いということで、利用目的としては問題無いのかな、というところでした。以上でございます。

以上。審査基準の項目ごとに、申請書に記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、その他特段問題となるような項目はありませんでした。

農地法第5条の「所有権移転」許可申請については以上です。

議長 はい有難うございました。では、それぞれにつきまして説明をお願いします。まず1号について担当委員、説明をお願いします。

委員 1番の案件ですけど、譲渡人の配偶者が亡くなられて、子どもさんも娘さんばかりで嫁がれて、畑が広くあっても管理ができないということで、今度譲受人に売られるそうです。周りに影響を及ぼすような農地もありませんので、大丈夫です。

議長 はい有難うございました。この件につきましてご意見、ご質問はありますか？よろしいでしょうか？

— (「はい」の声あり) —

それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして3号について、担当委員をお願いします。

委員 3番ですけども、宮内の太陽光の物件ですけど、譲受人の代理人行政書士

の方を現地に呼んでですね、一緒に確認させてもらいました。先程事務局から話がありましたように宅地化させて、一応終わった後ですね、拓いてありました。そこで見てもらったんですけど、図面どおりですね、境界の所には全部、境界部分の手前に全部ブロックで、泥が周りに行かんように引っ込めてすると。その後内側に全部ベースをしてから太陽光を全部設置するというので、別に問題は無いと私は感じました。

議長 はい有難うございました。この件につきましてご意見、ご質問はありませんか？よろしいでしょうか？

—（「はい」の声あり）—

それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして4号について、担当委員をお願いします。

委員 別の委員と譲受人の方と見に行きました。元々現地写真で見えていた通路みたいな所で事業をするのかなと思っていたんですけど、そこは南隣の2筆の農地の所有者それぞれが折半して道を出してもらってた、農地を出してもらって道にしてたような形のような形でした。そのため今回、道をちゃんと付けて農地に入るようにしたいということだったんで話もきれいにできてるようなんで問題無いかと思えます。

議長 はい有難うございました。この件につきましてご意見、ご質問はありませんか？よろしいでしょうか？

—（「はい」の声あり）—

それでは許可申請を受け付けたいと思います。では続きまして議案第26号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画について、説明をお願いします。

事務局次長 議案第26号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画についてです。

別紙をご覧ください。今回は、平成30年4月13日の公告予定です。今回が4回目の利用権設定となっております。

別紙1ページをご覧ください。総括表ですが左側が今回の設定面積です。利用権設定の新規設定5年の田2,013㎡、利用権設定の合計が2,013㎡、今回の利用集積計画合計が2,013㎡となっております。右側の本年累計ですが、表右下を

ご覧ください。第1回からの累計で42,583㎡となります。

1件目

新規設定です。

(借り人) 増永の個人

(貸し手) 川登の個人

(利用権を設定する土地) 川登の田、面積2,013㎡

利用目的はナス、期間は平成30年5月1日から平成35年6月30日までの5年間、10a当り10千円/年の賃貸借です。

農用地利用集積計画については以上です。

議長 この件につきましてご意見、ご質問はありませんか？よろしいでしょうか？

— (「はい」 の声あり) —

議長 では議案第26号を終了したいと思います。続きまして報告事項に移りたいと思います。報告事項ですので、続けてお願いしたいと思います。

報告第10号から報告第13号について報告が行われた。

○第10号 農地法第18条6項の規定による合意解約通知について 6件

○第11号 農地法第3条の3第1項の届けについて 3件

○第12号 取り下げについて 1件

○第13号 許可書返納届について 1件

議長 はい、有難うございました。ここは審議はありませんが、ご意見質問受け付けます。何かございませんか？

— (「なし」 の声あり) —

議長 では本日予定していました議案は全て終了しました。事務局から何かありませんか？

事務局：以下の事務連絡を行う。

○農地意向カードについて

○農業委員の実績報酬について

○平成30年度農地利用状況調査実施日程について

議長 それでは、これをもちまして平成30年第4回定例会を終わります。

閉会：11時40分